

公益社団法人世田谷法人会 入会及び退会規程

(目 的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第9条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入 会)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を提出し、会長の承認を得なければならない。

(会 費)

第3条 会費の金額及び納期並びにこれらの免除に関する細則は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第4条 この法人を退会しようとする会員は、退会手続を行い、任意に退会することができる。

2 定款第8条の定める事由により資格を喪失した場合、原則として既納の会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第5条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第6条 入会者は、会員の種別毎にこの法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から変更届の提出を求める。

3 定款第8条の定める事由により、資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

4 会員名簿に登録された会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分に尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、この法人の理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 本規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。
- 3 本規程は、令和6年3月27日から施行する。